

第2回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和5年6月21日(水) 17:00～19:00

○場所 オンライン開催

○出席者 (50音順、敬称略)

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

大久保 法彦

河島 貴子

佐藤 康憲

中村 みどり

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人(最高裁判所事務総局家庭局 第二課長)

佐藤隆幸(法務省民事局 参事官)

事務局

吉住啓作(こども家庭庁支援局長)

野村知司(大臣官房審議官(子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当))

河村のり子(こども家庭庁支援局虐待防止対策課長)

○議題

(1) 一時保護時の司法審査マニュアル(案)について

○議事要旨

○ 事務局から資料の説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

【マニュアル（案）全体について】

- ・ このマニュアルは誰に向けてどのような目的で作成するものかをよく考えておく必要がある。また、そのような視点から、何をマニュアルに記載すべきかについて検討することが重要である。
- ・ このマニュアル（案）の記載が当事者を傷つけてしまうことなどのないよう、記載ぶりに配慮することが必要。
- ・ マニュアル（案）について当事者の方々に意見を聞くことも検討してはどうか。

【一時保護の要件に関する部分について】

- ・ 内閣府令各号で想定される事例は、網羅的・具体的にマニュアルに記載すべきではないか。
- ・ 例えば性的虐待において、保護者から長期間・継続的に虐待を受けており、被害日時が特定できないような場合もある。
- ・ 心理的虐待を受けたおそれがある場合として、家庭内において、保護者からもう一方の保護者に対し暴力や暴言があり、児童に心的外傷を与えているような場合が考えられる。
- ・ 保護者が虐待を否定しているが児童が原因不明の傷害を負った場合は、身体的虐待のほか、ネグレクトを受けたおそれがあるともいえるのではないか。
- ・ 内閣府令第1号の事例として、児童のきょうだい虐待を受けたときに当該児童を一時保護するような場合についても記載すべきである。
- ・ 実際には児童虐待が起こっているが、一時保護状の請求までの7日間で児童が話さないようなときに、児童虐待の「おそれ」があると裁判官に認定してもらえるかが気に掛かる。
- ・ 児童の安全確認が長期間できないケースには、第1号や第5号の適用が考えられると思われるが、事例として記載すべきではないか。
- ・ 第2号の警察通告について、児童相談所が一時保護の必要性があると判断した理由を明らかにすることを求めるのは、ハードルが高いと感じる。第2号により一時保護状を請求する場合の一時保護の必要性とは、通告があったということにほかならないのではないか。
- ・ 警察通告の場合に、一時保護の必要性の疎明が求められるのであれば、結局は他号への該当性を記載しなければならないということになるのではないか。
- ・ 一時保護状の請求まで7日間しかないため、児童相談所で十分な調査を行うことは難しく、警察通告の場合は通告書や警察とのやりとりなどから一時保護の必要性を判断せざるを得ないこともあるのではないか。
- ・ 警察通告があったという事実のみでは裁判官が一時保護の必要性を判断することはできないのではないか。通告内容や事案については、警察官の説明を受けるな

どして児童相談所としても確認していると思われるから、それを一時保護の必要性として裁判官に伝えるべきではないか。

- ・ 第5号の事例として、保護者が居所を頻繁に変更して児童の生活実態が不明である場合などもあるのではないか。
- ・ 第6号の保護者からの保護の求めについて、医療機関に関しては、医師のほか、医療ソーシャルワーカーに対してなされることが多い。
- ・ 第6号について、保護者が医療機関に子育ての不安を口にしたら一時保護されてしまうのではないかとといった懸念に配慮すべき。
- ・ 一時保護の実情として、どの程度の「おそれ」があれば一時保護しているかについても、マニュアルに記載すべきではないか。
- ・ 内閣府令該当性や一時保護の必要性を一時保護状請求書にどのように記載するかについて、モデルのようなものがあればよいのではないか。
- ・ 一時保護の必要性について、一時保護状請求書に警察通告以外はどのように記載すればよいのか。
- ・ 事例はトピックスのような形で記載するなど、分かりやすい工夫があるとよい。

【一時保護状の請求手続に関する部分について】

- ・ 裁判官の審査対象としての「一時保護の適正性」は、一時保護の要件を満たしているかどうかを超えて一時保護の妥当性のようなものを裁判官が審査するとの誤解を生じないか。
- ・ 親権者等の人定資料として、戸籍謄本以外に何があるか。
- ・ 事前請求が考えられる事例について、「保護者より保護の求めがあり一時保護を検討している場合」とは、父母のいずれか一方から保護の求めがあったが、もう一方の親権者が同意しないような場合などではないか。
- ・ 外国籍の親権者等の場合、特定ができないために一時保護状の請求を行うといった例が多く出てくるのではないか。
- ・ 親権者等が口頭では同意しているものの書面での同意には消極的な場合は、同意があるとはいえないのではないか。
- ・ 親権者等に説明したことが何らかの形に残るといいのではないか。
- ・ 児童相談所の事務負担が増えることから、意見聴取等措置の実施者について、意見表明等支援員の活用などが課題だと思う。
- ・ 言いたくないことは言わなくていいということを児童に対する説明事項に入れてはどうか。
- ・ 児童の意見等の取扱いについて、児童が作成した意見書面を親権者等や保護者に見せる可能性があるかを含め、児童に対し事前に説明しておくべきではないか。
- ・ 児童の意見等の聴取について、一時保護の開始の段階で、ここまでの内容を聞く

べきか。

- 児童の意見等を確認するに当たっての留意事項として、大人数で取り囲んだ中で意見を聴取しないなど、物理的な環境の設定が重要ではないか。
- 一時保護の開始から7日間という限られた中では、児童がまだ安心感を持つことができている場合もあり、児童の意見等に本当の気持ちが表されていない可能性がある。
- 総括書面には、事案の事実関係に基づき、内閣府令の該当性、一時保護の必要性といった児童相談所の所見を記載することで足りるのではないか。
- 総括書面の作成例を示してもらいたい。
- 総括書面について、援助方針会議の資料等により代替できると児童相談所の負担が軽減されるのではないか。
- 関係機関との連携について、警察や検察との調整が必要となってくると思う。

以上